

資料 編

●財務の状況（決算関係書類の抜粋）

貸借対照表

		(単位：百万円)	
科 目	2020年度	2021年度	
(資産の部)			
現 金	2,742	2,765	
預 け 金	24,334	28,469	
有 価 証 券	50,447	53,848	
国 債	11,407	11,413	
地 方 債	12,540	14,109	
社 債	11,277	11,066	
株 式	38	49	
そ の 他 の 証 券	15,182	17,209	
貸 出 金	47,047	47,149	
割 引 手 形	50	41	
手 形 貸 付	810	953	
証 書 貸 付	45,063	45,105	
当 座 貸 越	1,123	1,048	
そ の 他 資 産	613	619	
未 決 済 為 替 貸	12	4	
信 金 中 金 出 資 金	479	479	
未 収 収 益	114	119	
そ の 他 の 資 産	7	15	
有 形 固 定 資 産	873	880	
建 物	482	504	
土 地	298	279	
リ ー ス 資 産	3	2	
その他の有形固定資産	88	93	
無 形 固 定 資 産	13	18	
ソ フ ト ウ エ ア	10	14	
その他の無形固定資産	3	3	
繰 延 税 金 資 産	—	50	
債 務 保 証 見 返	14	18	
貸 倒 引 当 金	△424	△377	
(うち個別貸倒引当金)	△380	△328	
資 産 の 部 合 計	125,662	133,440	
(負債の部)			
預 金 積 金	115,354	117,575	
当 座 預 金	1,892	1,899	
普 通 預 金	59,818	63,003	
貯 蓄 預 金	29	27	
定 期 預 金	49,302	48,304	
定 期 積 金	3,645	3,706	
そ の 他 の 預 金	665	634	
借 用 金	—	6,400	
借 入 金	—	6,400	
そ の 他 負 債	120	190	
未 決 済 為 替 借	12	13	
未 払 費 用	31	29	
給 付 補 填 備 金	0	0	
未 払 法 人 税 等	27	58	
前 受 収 益	4	4	
払 戻 未 済 金	2	5	
リ ー ス 債 務	3	2	
そ の 他 の 負 債	37	76	
賞 与 引 当 金	28	27	
退 職 給 付 引 当 金	15	15	
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	80	70	
偶 発 損 失 引 当 金	5	3	
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	2	2	
繰 延 税 金 負 債	266	—	
債 務 保 証	14	18	
負 債 の 部 合 計	115,888	124,304	
(純資産の部)			
出 資 金	264	259	
普 通 出 資 金	264	259	
利 益 剰 余 金	8,461	8,714	
利 益 準 備 金	267	264	
そ の 他 利 益 剰 余 金	8,194	8,449	
特 別 積 立 金	7,830	8,040	
当 期 未 処 分 剰 余 金	364	409	
処 分 未 済 持 分	△4	△6	
会 員 勘 定 合 計	8,721	8,967	
そ の 他 有 価 証 券 評 價 差 額 金	1,052	169	
評 價 ・ 換 算 差 額 等 合 計	1,052	169	
純 資 産 の 部 合 計	9,774	9,136	
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	125,662	133,440	

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

資料 編

損益計算書

(単位：千円)

科 目	2020年度	2021年度
経 常 収 益	1,625,748	1,604,175
資 金 運 用 収 益	1,364,357	1,351,701
貸 出 金 利 息	798,229	780,701
預 け 金 利 息	14,661	23,503
有価証券利息配当金	539,634	535,664
その他の受入利息	11,832	11,832
役 務 取 引 等 収 益	139,850	133,141
受 入 為 替 手 数 料	64,070	55,542
その他の役務収益	75,780	77,598
そ の 他 業 務 収 益	96,233	95,593
国 債 等 債 券 売 却 益	95,448	94,847
そ の 他 の 業 務 収 益	784	745
そ の 他 経 常 収 益	25,307	23,738
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	—	14,538
償 却 債 権 取 立 益	1,622	—
そ の 他 の 経 常 収 益	23,684	9,199
経 常 費 用	1,339,387	1,187,001
資 金 調 達 費 用	19,973	14,181
預 金 利 息	18,848	13,597
給 付 補 填 備 金 繰 入 額	749	584
借 用 金 利 息	270	—
そ の 他 の 支 払 利 息	104	—
役 務 取 引 等 費 用	111,693	107,378
支 払 為 替 手 数 料	15,903	12,496
そ の 他 の 役 務 費 用	95,789	94,882
そ の 他 業 務 費 用	43,452	390
国 債 等 債 券 売 却 損	42,968	—
そ の 他 の 業 務 費 用	484	390
経 費	1,130,052	1,062,081
人 件 費	700,828	655,387
物 件 費	404,249	369,230
税 金	24,973	37,462
そ の 他 経 常 費 用	34,216	2,970
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	21,626	—
株 式 等 売 却 損	—	125
そ の 他 の 経 常 費 用	12,590	2,845
経 常 利 益	286,360	417,173
特 別 損 失	108	31,150
固 定 資 産 処 分 損	108	574
減 損 損 失	—	30,576
税 引 前 当 期 純 利 益	286,252	386,022
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税	71,461	104,587
法 人 税 等 調 整 額	△2,226	20,803
法 人 税 等 合 計	69,235	125,391
当 期 純 利 益	217,017	260,631
繰 越 金 (当 期 首 残 高)	147,490	149,192
当 期 未 処 分 剰 余 金	364,507	409,824

(注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	2020年度	2021年度
当 期 末 処 分 剰 余 金	364,507,945	409,824,183
繰 越 金 (当 期 首 残 高)	147,490,252	149,192,479
当 期 純 利 益	217,017,693	260,631,704
利 益 準 備 金 取 崩 額	2,545,000	5,503,600
剩 余 金 処 分 額	217,860,466	267,644,660
普通出資に対する配当金(年3%)	7,860,466	7,644,660
特 別 積 立 金	210,000,000	260,000,000
繰 越 金 (当 期 末 残 高)	149,192,479	147,683,123

監査報告書

2022年6月20日開催の第100期通常総代会で承認を得た貸借対照表、損益計算書及び剩余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、五十鈴監査法人の監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

新宮信用金庫
理事会 御中

2022年5月20日

五十鈴監査法人
津事務所

指定社員 公認会計士 端地 沁司
業務執行社員

指定社員 公認会計士 中出 進也
業務執行社員

〈計算書類等監査〉

監査意見

当監査法人は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、新宮信用金庫の2021年4月1日から2022年3月31日までの第100期事業年度の剩余金処分案を除く計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び注記並びにその附属明細書（以下、これらの監査の対象書類を「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、金庫から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、業務報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通して、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別には又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懇意心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に關して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、金庫は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

〈剩余金処分案に対する意見〉

剩余金処分案に対する監査意見

当監査法人は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、新宮信用金庫の2021年4月1日から2022年3月31日までの第100期事業年度の剩余金処分案について監査を行った。

当監査法人は、上記の剩余金処分案が法令及び定款に適合しているものと認める。

剩余金処分案に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、法令及び定款に適合した剩余金処分案を作成することにある。

監事の責任は、剩余金処分案作成における理事の職務の執行を監視することにある。

剩余金処分案に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、剩余金処分案が法令及び定款に適合して作成されているかについて意見を表明することにある。

利害関係

金庫と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

2021年度における貸借対照表、損益計算書及び剩余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

2022年6月21日

新宮信用金庫

理事長 細木 雄一郎（印）

貸借対照表の注記

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価は、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 39年～50年

その他 3年～10年

4. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

5. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。

なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

6. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

日本公認会計士協会「銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒債権及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（2020年10月8日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間ににおける平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

7. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

8. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

資料編

過去勤務費用

その発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(7年)による定額法により費用処理

数理計算上の差異

各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(7年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理

9. 当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出金を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

① 制度全体の積立状況に関する事項（2021年3月31日現在）

年金資産の額	1,732,930百万円
年金財政計算上の数理債務の額	
と最低責任準備金の額との合計額	1,817,887百万円
差引額	△84,957百万円

② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（2021年3月分）

0.0772%

③ 補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高178,469百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当期償却に充てられる特別掛金11百万円を費用処理しております。なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

10. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

11. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

12. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

13. 役務取引等収益は、役務提供の対価として受取る収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から受取る受入手数料であり、送金、代金取扱等の内国為替業務に基づくものがあります。

為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点に収益を認識しております。貸金庫やインターネットバンキングに係る固定利用料については、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。

14. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 377百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として6.に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮したうえで、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の状況及び個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

15. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額123百万円

16. 有形固定資産の減価償却累計額1,753百万円

17. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 284百万円

危険債権額 1,665百万円

三月以上延滞債権額 1百万円

貸出条件緩和債権額 137百万円

合計額 2,089百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

18. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受入れた銀行手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は41百万円であります。

19. 担保に供している資産は次のとおりです。

担保に供している資産

預け金 300百万円、有価証券 7,300百万円

担保資産に応対する債務

借用金 6,400百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、預け金1,402百万円を差し入れております。

20. 出資1口当たりの純資産額1,808円74銭

21. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として有価証券及び事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、純投資目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主にお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については金利の変動リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、融資事務取扱規程及び信用リスク管理規定等に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣による常務会や理事会を開催し、審議・報告を行なっております。

さらに、与信管理の状況については、審査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク等に関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行なうことで管理しております。

② 市場リスクの管理

（i）金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

市場リスク管理規定等において、リスク管理方法や手続等を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、常務会・理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行なっております。

日常的には総務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常務会へ報告しております。

（ii）為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

（iii）価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、常務会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用に関するリスク管理方針等に従い行われています。

このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行なっており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

（iv）市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうちの債券、「貸出金」、「預金積金」、「借用金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予測変動幅を用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析を利用しておられます。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1.00%上昇したものと想定した場合の時価は、4,441百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予測変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行なうほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち「貸出金」「預け金」「預金積金」「借用金」については、簡便な計算により算出した時価に代る金額を開示しております。

22. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表上額、時価及びこれらの差額は、次の

資料編

とおりであります。(時価の評価技法(算出方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等は、次表に含めておりません。(注2)参照)。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(※1)	28,469	28,496	27
(2) 有価証券			
その他有価証券	53,843	53,843	—
(3) 貸出金(※1)	47,149		
貸倒引当金(※2)	△377		
	46,772	47,642	870
金融資産計	129,085	129,982	897
(1) 預金積金(※1)	117,575	117,578	3
(2) 借用金(※1)	6,400	6,400	—
金融負債計	123,975	123,978	3

(※1) 預け金、貸出金、預金積金、借用金の時価には、「簡便な計算により算出した時価に代る金額」を記載しております。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引いた現在価値を時価に代る金額としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算出し、その算出結果を時価に代る金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻懸念先債権等、将来キャッシュ・フローの見積もりが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしてあります。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算出し、その算出結果を時価に代る金額として記載しております。その割引率は市場金利を用いております。

(2) 借用金

借用金は、固定金利であり、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を市場金利で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代る金額として記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式 (※)	4

(※) 非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(2020年3月31日) 第5項に基づき、時価表示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預 け 金	10,754	8,500	—	—
有価証券	969	4,490	5,784	25,081
貸 出 金 (※)	5,695	15,764	12,697	11,714
合 計	17,418	28,754	18,481	36,795

(※) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(※)	108,985	8,589	—	—
借 用 金	6,400	—	—	—
合 計	115,385	8,589	—	—

(※) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

2. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、2.4.まで同様であります。

その他有価証券

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	取 得 原 価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	株 式	44	5	39
	債 券	17,370	16,368	1,001
	国 債	6,011	5,504	506
	地 方 債	5,017	4,779	238

貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	社 債	6,341	6,084	256
	そ の 他	4,181	3,809	372
	小 計	21,596	20,183	1,413
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	株 式	—	—	—
	債 券	19,218	19,926	△707
	国 債	5,402	5,575	△173
	地 方 債	9,091	9,417	△326
	社 債	4,725	4,932	△207
	そ の 他	13,027	13,499	△472
	小 計	32,246	33,426	△1,179
合 計		53,843	53,609	234

2.4. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売 却 額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株 式	—	—	—
債 券	1,093	94	—
国 債	—	—	—
地 方 債	769	70	—
社 債	324	24	—
そ の 他	2	—	△0
合 計	1,096	94	△0

2.5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は3,163百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが1,193百万円であります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒否又は契約限度額の減額をすることが出来る旨の条項が付けられております。また、契約時ににおいて必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

2.6. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度額超過額	89百万円
役員退職慰労引当金	19百万円
固定資産減価償却超過額	15百万円
賞与引当金	7百万円
未払事業税	6百万円
退職給付引当金	4百万円
そ の 他	13百万円
繰延税金資産小計	155百万円
評価性引当額	△40百万円
繰延税金資産合計	115百万円
繰延税金負債	
有価証券評価差益	64百万円
繰延税金負債合計	64百万円
繰延税金資産の純額	50百万円

2.7. 会計方針の変更

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(2020年3月31日) (以下、「収益認識会計基準」という。) 等を当事業年度の期首から適用し、消費税等の会計処理を税込方式から税抜方式へ変更しております。この変更による財務諸表への影響は軽微であります。

なお、収益認識会計基準第89項に定める経過的な取扱いに伴い、当事業年度の期首より前までに税込方式に従って消費税等が算入された固定資産等の取得原価から消費税等相当額を控除しております。

2.8. 表示方法の変更

信用金庫施行規則の一部改正(2020年1月24日内閣府令第3号)が2022年3月31日から施行されたことに伴い、信用金庫法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

損益計算書の注記

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たり当期純利益額50円53銭
- 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。
- 当事業年度において、営業用店舗1件について減損損失を計上しております。店舗の配置見直しにより、対象となる店舗等の土地建物について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失としております。この減損損失のうち、土地に係るものは19,574千円、建物に係るものは11,002千円であります。
- なお、減損損失の算定にあたり、営業用店舗は管理会計上の最小単位である営業店舗(出張所は母店へ含む)でグルーピングしております。また、本部、倉庫については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。
- 回収可能価額は、土地については路線価等を元に処分可能見込額を考慮して算定した合理的な価額、建物については零円としております。

資料編

●直近の2事業年度における事業の状況

●主要な業務の状況を示す指標

業務粗利益		業務純益	
科 目	2020年度	2021年度	(単位：千円)
資金運用収支	1,344,384	1,337,520	
資金運用収益	1,364,357	1,351,701	
資金調達費用	19,973	14,181	
役務取引等収支	28,157	25,762	
役務取引等収益	139,850	133,141	
役務取引等費用	111,693	107,378	
その他の業務収支	52,780	95,203	
その他業務収益	96,233	95,593	
その他業務費用	43,452	390	
業務粗利益	1,425,321	1,458,486	
業務粗利益率	1.18%	1.13%	

(注) 業務粗利益率 = 業務粗利益 / 資金運用勘定平均残高 × 100

科 目	2020年度	2021年度
業務純益	309,380	408,355
実質業務純益	314,778	408,355
コア業務純益	262,298	313,507
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	219,418	275,507

- (注) 1. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)
 業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないことをしています。また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
2. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額
 実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益
 国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

資金運用収支の内訳

種 類	平 均 残 高 (百万円)		利 息 (千円)		利 回 り (%)	
	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度
資 金 運 用 勘 定	120,046	128,981	1,364,357	1,351,701	1.13	1.04
う ち 貸 出 金	46,330	47,390	798,229	780,701	1.72	1.64
う ち 預 け 金	25,931	30,452	14,661	23,503	0.05	0.07
う ち 有 価 証 券	47,304	50,658	539,634	535,664	1.14	1.05
資 金 調 達 勘 定	114,411	123,352	19,973	14,181	0.01	0.01
う ち 預 金 積 金	114,342	118,290	19,598	14,181	0.01	0.01
う ち 借 用 金	47	5,061	270	—	0.56	0.00

資金運用利回り・資金調達原価率及び総資金利鞘

(単位：%)

科 目	2020年度	2021年度
資 金 運 用 利 回	1.13	1.04
資 金 調 達 原 価 率	0.98	0.86
総 資 金 利 鞘	0.15	0.18

受取・支払利息の増減

(単位：千円)

科 目	2020 年度			2021 年度		
	残高による増減	利率による増減	純 増 減	残高による増減	利率による増減	純 増 減
受 取 利 息	65,998	△70,481	△4,482	56,405	△69,060	△12,655
う ち 貸 出 金	45,905	△41,656	4,248	17,454	△34,982	△17,527
う ち 預 け 金	1,351	△5,724	△4,373	3,489	5,352	8,842
う ち 有 価 証 券	18,742	△23,100	△4,358	35,460	△39,430	△3,969
う ち そ の 他	—	—	—	—	—	—
支 払 利 息	451	△5,347	△4,896	368	△6,160	△5,791
う ち 預 金 積 金	1,164	△5,249	△4,084	473	△5,890	△5,417
う ち 借 用 金	△557	△98	△656	—	△270	△270
う ち そ の 他	△155	—	△155	△104	—	△104

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、残高による増減要因に含めて記載しております。

総資産経常利益率及び総資産当期純利益率

(単位：%)

科 目	2020 年度	2021 年度
総 資 産 経 常 利 益 率	0.23	0.31
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.17	0.19

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

資料編

●預金に関する指標

流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高

(単位:百万円)

科 目	2020年度	2021年度
流 動 性 預 金	60,912	65,252
うち 有 利 息 預 金	53,784	58,307
定 期 性 預 金	53,153	52,743
うち 固 定 金 利 定 期 預 金	53,151	52,741
うち 変 動 金 利 定 期 預 金	2	2
そ の 他	276	293
計	114,342	118,290
譲 渡 性 預 金	—	—
合 計	114,342	118,290

(注) 1. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 賀蓄預金 + 通知預金

2. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

固定金利定期預金 : 預入時に満期日までの利率が確定する定期預金

変動金利定期預金 : 預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高

(単位:百万円)

科 目	2020年度	2021年度
定 期 預 金	49,302	48,304
固 定 金 利 定 期 預 金	49,300	48,302
变 動 金 利 定 期 預 金	2	2
そ の 他	—	—

●貸出金等に関する指標

手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高

(単位:百万円)

科 目	2020年度	2021年度
手 形 貸 付	893	841
証 書 貸 付	44,117	45,440
当 座 貸 越	1,254	1,079
割 引 手 形	64	28
合 計	46,330	47,390

固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高

(単位:百万円)

科 目	2020年度	2021年度
貸 出 金	47,047	47,149
固 定 金 利	20,878	21,159
变 動 金 利	26,168	25,990

預貸率の期末値及び期中平均値

(単位: %)

預 貸 率	2020年度	2021年度
期 末 預 貸 率	40.78	40.10
期 中 平 均 預 貸 率	40.51	40.06

(注) 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

項 目	期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額		期 末 残 高
			目的 使用	そ の 他	
一 般 貸 倒 引 当 金	2020年度	38	44	—	38
	2021年度	44	48	—	44
個 別 貸 倒 引 当 金	2020年度	363	380	—	363
	2021年度	380	328	32	348
合 計	2020年度	402	424	—	402
	2021年度	424	377	32	392

貸出金償却の額

(単位:千円)

2020年度	—	2021年度	—

資料 編

担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額

(単位：百万円)

種類	貸出金残高		債務保証見返額	
	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度
当金庫預金積金	797	780	2	2
有価証券	87	94	—	—
動産	—	—	—	—
不動産	10,076	9,591	11	15
その他の	—	—	—	—
計	10,961	10,466	14	18
信用保証協会・信用保険	16,497	17,073	—	—
保証	3,768	3,545	—	—
信用	15,819	16,064	—	—
合計	47,047	47,149	14	18

使途別貸出金残高

(単位：百万円、%)

種類	2020年度		2021年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	24,692	52.5	24,770	52.5
運転資金	22,354	47.5	22,379	47.5
合計	47,047	100.0	47,149	100.0

消費者ローン・住宅ローン

(単位：百万円、%)

種類	2020年度		2021年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
消費者ローン	2,374	13.4	2,436	13.6
住宅ローン	15,321	86.6	15,524	86.4
合計	17,695	100.0	17,960	100.0

業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合

(単位：先、百万円、%)

業種区分	2020年度			2021年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	44	1,005	2.1	42	1,046	2.2
農業、林業	11	158	0.3	13	140	0.3
漁業	2	8	0.0	1	8	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	216	4,153	8.8	213	4,045	8.6
電気・ガス・熱供給・水道業	12	353	0.8	11	325	0.7
情報通信業	3	201	0.4	3	195	0.4
運輸業、郵便業	17	1,779	3.8	17	1,723	3.6
卸売業、小売業	277	6,006	12.8	268	5,738	12.2
金融業、保険業	12	2,087	4.4	12	2,583	5.5
不動産業	70	3,776	8.0	73	3,734	7.9
物品賃貸業	2	320	0.7	2	413	0.9
学術研究、専門・技術サービス業	10	187	0.4	11	178	0.4
宿泊業	19	576	1.2	18	545	1.1
飲食業	93	743	1.6	95	726	1.5
生活関連サービス業、娯楽業	54	778	1.7	58	835	1.8
教育、学習支援業	8	255	0.6	9	267	0.6
医療、福祉	61	2,357	5.0	61	1,952	4.1
その他のサービス	102	1,887	4.0	102	1,868	4.0
小計	1,013	26,638	56.6	1,009	26,329	55.8
国・地方公共団体等	6	2,509	5.3	7	2,667	5.7
個人	2,988	17,899	38.1	2,892	18,153	38.5
合計	4,007	47,047	100.0	3,908	47,149	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

資料 編

信用金庫法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円、%)

区分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)
破産更正債権及びこれらに準する債権	2020年度	367	367	179	187	100.00	100.00
	2021年度	284	284	140	144	100.00	100.00
危険債権	2020年度	1,313	1,251	1,059	192	95.23	75.43
	2021年度	1,665	1,555	1,371	184	93.43	62.74
要管理債権	2020年度	192	95	90	4	49.39	4.76
	2021年度	139	66	62	4	47.48	5.37
三月以上延滞債権	2020年度	2	2	2	0	79.56	10.93
	2021年度	1	1	1	—	100.00	—
貸出条件緩和債権	2020年度	189	92	87	4	48.93	4.72
	2021年度	137	64	60	4	46.79	5.37
小計(A)		2020年度	1,873	1,713	1,328	384	91.46
		2021年度	2,089	1,906	1,573	333	91.25
正常債権(B)		2020年度	45,223				
		2021年度	45,113				
総与信残高(A)+(B)		2020年度	47,097				
		2021年度	47,203				

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準する債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準する債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準する債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準する債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準する債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準する債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準する債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。

資料編

●有価証券に関する指標

商品有価証券の種類別の平均残高

該当ありません

有価証券の種類別の平均残高

(単位：百万円)

科 目	2020年度	2021年度
国 債	10,613	10,191
地 方 債	12,078	13,320
社 債	11,292	10,828
株 式	9	9
外 国 証 券	2,959	6,261
投 資 信 託	10,344	10,041
そ の 他 の 証 券	5	5
合 計	47,304	50,658

預証率の期末値及び期中平均値

(単位：%)

預 証 率	2020年度	2021年度
期 末 預 証 率	43.73	45.79
期 中 平 均 預 証 率	41.37	42.82

(注) 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

有価証券の種類別の残存期間別残高

2020年度

(単位：百万円)

科 目	1 年 以 下	1 年 超 3 年 以 下	3 年 超 5 年 以 下	5 年 超 7 年 以 下	7 年 超 10 年 以 下	10 年 超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	1,909	915	204	683	1,276	6,418	—	11,407
地 方 債	401	102	1,033	1,217	737	9,048	—	12,540
社 債	172	354	1,052	2,652	1,380	5,666	—	11,277
株 式	—	—	—	—	—	—	38	38
外 国 証 券	—	—	—	—	—	4,857	—	4,857
投 資 信 託	107	922	2,453	2,852	3,962	—	19	10,318
その他の証券	—	—	—	—	—	—	7	7

2021年度

(単位：百万円)

科 目	1 年 以 下	1 年 超 3 年 以 下	3 年 超 5 年 以 下	5 年 超 7 年 以 下	7 年 超 10 年 以 下	10 年 超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	906	202	110	1,573	571	8,048	—	11,413
地 方 債	—	506	1,049	1,069	211	11,272	—	14,109
社 債	69	540	2,292	1,516	1,238	5,409	—	11,066
株 式	—	—	—	—	—	—	49	49
外 国 証 券	—	—	—	—	—	6,766	—	6,766
投 資 信 託	—	1,193	3,489	2,813	2,921	—	19	10,437
その他の証券	—	—	—	—	—	—	4	4

資料 編

有価証券の時価情報

1. 売買目的有価証券……………該当ありません
2. 満期保有目的の債券……………該当ありません
3. その他有価証券

(単位：百万円)

区分	種類	2020年度			2021年度		
		貸借対照表 計上額	取得原価 (償却原価)	差額	貸借対照表 計上額	取得原価 (償却原価)	差額
貸借対照表 計上額が取 得原価を超 えるもの	株式	33	5	28	44	5	39
	債券	25,428	24,032	1,395	17,370	16,368	1,001
	国債	9,128	8,489	638	6,011	5,504	506
	地方債	8,215	7,823	391	5,017	4,779	238
	社債	8,084	7,719	364	6,341	6,084	256
	その他	12,008	11,609	399	4,181	3,809	372
	小計	37,471	35,647	1,823	21,596	20,183	1,413
貸借対照表 計上額が取 得原価を超 えないもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	9,797	10,037	△239	19,218	19,926	△707
	国債	2,279	2,330	△51	5,402	5,575	△173
	地方債	4,325	4,399	△74	9,091	9,417	△326
	社債	3,193	3,307	△114	4,725	4,932	△207
	その他	3,171	3,299	△128	13,027	13,499	△472
	小計	12,968	13,337	△368	32,246	33,426	△1,179
合計		50,439	48,984	1,455	53,843	53,609	234

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

4. 市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

区分	2020年度		2021年度	
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式	4		4	
組合出資金	2		—	
合計	7		4	

金銭の信託

1. 運用目的の金銭の信託……………該当ありません
2. 満期保有目的の金銭の信託……………該当ありません
3. その他の金銭信託……………該当ありません

規則第102条第1項第5号に掲げる取引

該当ありません

資料 編

● その他の主な経営指標

役務取引等利益の内訳

(単位：千円)

項目	2020年度	2021年度
役務取引等収益	139,850	133,141
受入為替手数料	64,070	55,542
その他の受入手数料	75,780	77,598
役務取引等費用	111,693	107,378
支払為替手数料	15,903	12,496
その他の支払手数料	4,344	7,044
その他の役務取引等費用	91,444	87,837
役務取引等利益	28,157	25,762

その他業務利益の内訳

(単位：千円)

項目	2020年度	2021年度
その他の業務収益	96,233	95,593
国債等債券売却益	95,448	94,847
その他の業務収益	784	745
その他の業務費用	43,452	390
国債等債券売却損	42,968	—
その他の業務費用	484	390
その他の業務利益	52,780	95,203

経費の内訳

(単位：千円)

項目	2020年度	2021年度
人件費	700,828	655,387
報酬給料手当	555,088	524,444
退職給付費用	55,351	50,844
その他の	90,388	80,098
物件費	404,249	369,230
事務費	182,302	165,045
固定資産費	80,047	74,835
事業費	39,013	30,140
人事厚生費	5,821	3,760
減価償却費	62,905	61,323
その他の	34,160	34,125
税金	24,973	37,462
合計	1,130,052	1,062,081

資料 編

預金者別預金残高

(単位：百万円、%)

項目	2020年度		2021年度	
	金額	構成比	金額	構成比
個人	97,001	84.1	98,839	84.1
法人	18,352	15.9	18,735	15.9
うち(一般法人)	15,515	13.4	15,774	13.4
(金融機関)	87	0.1	104	0.1
(公金)	2,748	2.4	2,856	2.4
合計	115,354	100.0	117,575	100.0

一店舗当たり預金残高・貸出金残高

(単位：百万円)

項目	2020年度	2021年度
一店舗当たり預金残高	14,419	14,696
一店舗当たり貸出金残高	5,880	5,893
店舗数	8カ店	8カ店

職員一人当たり預金残高・貸出金残高

(単位：百万円)

項目	2020年度	2021年度
預金残高	115,354	117,575
一人当たり預金残高	1,214	1,336
貸出金残高	47,047	47,149
一人当たり貸出金残高	495	535
職員数	95名	88名

●役職員の報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労金の対価として退任時に支払う「退任慰労金」で構成されています。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員（使用人役員除く）の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退任慰労金】

退任慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では全役員に適用される退任慰労金の支払に関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法
- b. 金額の算出方法
- c. 決定期と支払時期

(2) 2021年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	79

(注) 1. 対象役員に該当する理事は5名、監事1名です。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」64百万円、「賞与」7百万円、「退任慰労金」7百万円となっております。

なお、「退任慰労金」は、当年度中に支払った退任慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退任慰労引当金の合計額です。

3. 使用人役員の報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号) 第2条第1項第3号、第4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2021年度においては、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職したものも含めております。

2. 「同等額」は、2021年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 2021年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

以上

資料 編

●当金庫の自己資本の充実の状況等について ~定量的な開示事項~

(1) 自己資本の構成に関する事項

単体自己資本比率 (バーゼルⅢ基準)

(単位：百万円)

項目	2020年度	2021年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	8,714	8,959
うち、出資金及び資本剰余金の額	264	259
うち、利益剰余金の額	8,461	8,714
うち、外部流出予定額(△)	7	7
うち、上記以外に該当するものの額	△4	△6
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	44	48
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	44	48
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	8,758	9,008
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	13	18
うち、のれんに係るもの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	13	18
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額(口)	13	18
自己資本		
自己資本の額((イ)-(口)) (ハ)	8,744	8,990
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	32,670	32,581
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△285	△285
うち、他の金融機関等向けエクスポート	△285	△285
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーション・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	2,588	2,567
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーション・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額(二)	35,259	35,148
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(二))	24.80%	25.57%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

資料 編

(2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	2020年度		2021年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	32,670	1,306	32,581	1,303
1. 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	30,674	1,226	29,745	1,189
①ソブリン向け	832	33	836	33
②金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	4,828	193	4,322	172
③法人等向け	5,078	203	4,704	188
④中小企業等向け及び個人向け	10,927	437	11,348	453
⑤抵当権付住宅ローン	1,330	53	1,184	47
⑥不動産取得等事業向け	3,888	155	3,818	152
⑦3月以上延滞等	45	1	29	1
⑧信用保証協会等による保証付	341	13	331	13
⑨出資等	19	0	16	0
出資等のエクスポージャー	19	0	16	0
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
⑩上記以外	3,382	135	3,153	126
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	475	19	475	19
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	482	19	482	19
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	334	13	288	11
上記以外のエクスポージャー	2,091	83	1,908	76
2. 証券化工エクスポージャー	—	—	—	—
3. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	2,281	91	3,121	124
ルック・スルー方式	2,281	91	3,121	124
4. 他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△285	△11	△285	△11
5. CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
6. 中央清算機関連エクスポージャー	—	—	—	—
口. オペレーションル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	2,588	103	2,567	102
八. 単体総所要自己資本額（イ+口）	35,259	1,410	35,148	1,405

(注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「3月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーションル・リスク相当額を算定しております。

$$\text{オペレーションル・リスク相当額} = \frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{(基礎的手法) の算定方法}} \quad \text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}$$

5. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

資料 編

(3) 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートジャヤー及び証券化エクスポートジャヤーを除く)

① 信用リスクに関するエクスポートジャヤー及び種類別の期末残高

<業種別及び残存期間別>

(単位:百万円)

業種区分 期間区分	エクスポートジャヤー区分	信用リスクエクスポートジャヤー期末残高								3月以上延滞エクスポートジャヤー	
		貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外 のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引		2020年度	2021年度	2020年度	2021年度
		2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度
製造業	1,140	1,193	1,139	1,192	—	—	—	—	—	4	—
農業、林業	248	217	248	217	—	—	—	—	—	1	14
漁業	34	31	34	31	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	5,195	5,105	5,195	5,105	—	—	—	—	—	6	1
電気・ガス・熱供給・水道業	406	377	406	377	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	204	198	201	195	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	1,789	1,734	1,789	1,734	—	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業	6,447	6,149	6,447	6,149	—	—	—	—	—	149	90
金融業、保険業	26,469	31,100	21,118	2,610	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	4,096	4,018	4,088	4,011	—	—	—	—	—	—	20
物品賃貸業	322	414	322	414	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	212	202	212	202	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	579	554	579	554	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	1,440	1,416	1,440	1,416	—	—	—	—	—	4	4
生活関連サービス業、娯楽業	1,304	1,331	1,302	1,329	—	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	278	284	278	284	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	2,650	2,263	2,650	2,263	—	—	—	—	—	8	7
その他のサービス	2,371	2,346	2,371	2,346	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	36,632	39,015	2,512	2,670	34,119	36,341	—	—	—	—	—
個人	13,776	14,113	13,776	14,113	—	—	—	—	—	39	33
その他の	4,254	4,259	—	—	—	—	—	—	—	—	—
業種別合計	109,854	116,330	47,115	47,222	34,119	36,341	—	—	—	214	171
1年以下	24,932	23,398	2,800	2,408	2,476	1,002	—	—	—	—	—
1年超3年以下	8,145	12,001	2,029	2,186	1,411	1,306	—	—	—	—	—
3年超5年以下	6,071	7,216	3,653	3,818	2,418	3,398	—	—	—	—	—
5年超7年以下	7,853	8,172	3,692	4,314	4,161	3,857	—	—	—	—	—
7年超10年以下	16,928	14,921	11,511	10,843	5,416	4,078	—	—	—	—	—
10年超	41,498	46,190	23,262	23,492	18,236	22,697	—	—	—	—	—
期間の定めのないもの	4,423	4,429	164	158	—	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計	109,854	116,330	47,115	47,222	34,119	36,341	—	—	—	—	—

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く

3. 「3月以上延滞エクスポートジャヤー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポートジャヤーのことです。

4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポートジャヤーです。具体的には現金、固定資産等が含まれます。

5. CVAリスクおよび中央清算機関連エクスポートジャヤーは含まれておません。

6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

② リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポートジャヤーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分	エクスポートジャヤーの額			
	2020年度		2021年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	34,631	—	43,913
10%	—	12,107	—	11,991
20%	1	29,455	5	27,117
35%	—	3,842	—	3,425
50%	7,373	185	8,177	137
75%	—	10,469	—	10,453
100%	0	11,643	0	10,989
150%	—	6	—	3
200%	—	—	—	—
250%	—	136	—	115
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	7,375	102,478	8,183	108,147

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポートジャヤーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポートジャヤー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関連エクスポートジャヤーは含まれておません。

資料 編

③一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

資料編7ページ参照

④業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

業種区分	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高					
					目的使用	その他						
	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度		
製造業	7	14	14	10	—	4	7	9	14	10	—	
農業、林業	—	1	1	—	—	1	—	—	1	—	—	
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
建設業	80	68	68	51	—	3	80	65	68	51	—	
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
運輸業、郵便業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
卸売業、小売業	179	194	194	153	—	22	179	172	194	153	—	
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
不動産業	23	25	25	22	—	—	23	25	25	22	—	
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
飲食業	13	12	12	12	—	—	13	12	12	12	—	
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	19	—	—	—	—	—	19	—	
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
医療、福祉	12	8	8	7	—	—	12	8	8	7	—	
その他のサービス	15	12	12	8	—	—	15	12	12	8	—	
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
個人	32	42	42	42	—	—	32	42	42	42	—	
合計	363	380	380	328	—	32	363	348	380	328	—	

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		856	852	13,164	14,120	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません

資料編

(6) 証券化工クスポートナーに関する事項

- イ. オリジネーターの場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化工クスポートナーに関する事項）
該当ありません
- ロ. 投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化工クスポートナーに関する事項）
該当ありません

(7) 出資等エクスポートナーに関する事項

①貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区分	2020年度		2021年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	38	38	49	49
非上場株式等	486	486	483	483
合計	525	525	533	533

②出資等エクスポートナーの売却及び

償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	2020年度	2021年度
売却益	—	—
売却損	—	0
償却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

③貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で

認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2020年度	2021年度
評価損益	31	42

④貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません

(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートナーに関する事項

(単位：百万円)

	2020年度	2021年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポートナー	14,899	17,299
マンデート方式を適用するエクスポートナー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポートナー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポートナー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポートナー	—	—

(9) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1 : 金利リスク				
項目番号	△EVE	イ	ロ	ハ
		△NII	ニ	二
		当期末	前期末	当期末
1 上方パラレルシフト	6,585	5,441	125	41
2 下方パラレルシフト	0	0	2	2
3 スティープ化	5,571	4,593		
4 フラット化				
5 短期金利上昇				
6 短期金利低下				
7 最大値	6,585	5,441	125	41
8 自己資本の額	木		へ	
	当期末		前期末	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

～定性的な開示事項～

(1) 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、当金庫が積み立てている利益剰余金以外に、地域のお客様からお預かりしている出資金が該当します。なお、2021年度末の出資金総額(普通出資)は259百万円、配当率は3%となっております。

(2) 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本比率は、国内基準である4%を十分上回っており、経営の健全性・安定性を保っております。また、当金庫は各エクスポートジャーナーが一分野に集中することなく、リスク分散を図っており、自己資本に占める繰延税金資産の割合も1.2%とほとんど依存しておりません。

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。なお、収支計画については、貸出金計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、足元の状況を十分に踏まえた上で策定された極めて実現性の高いものであります。

(3) 信用リスクに関する項目

①リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最も重要なリスクであると認識の上、与信業務の基本的な理念や手続等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。

また、信用リスクの評価については、当金庫では、厳格な自己査定を実施し、信用リスク管理の状況については、リスク管理委員会等で協議検討を行なうとともに、必要に応じて理事会、常務会といった経営陣に対し報告する態勢を整備しております。

貸倒引当金は、「資産償却・引当規定」等に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

②リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しております。なお、エクスポートジャーナーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- 株式会社格付投資情報センター（R&I）
- 株式会社日本格付研究所（JCR）
- ムーディーズ・インベスタートス・サービス・インク（Moody's）
- スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス（S&P）

(4) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続については、金庫が定める「事務取扱規程」及び「担保評価規定」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、金庫が定める「事務取扱規程」各種約定書に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続を省略して払戻充当いたします。

なお、バーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、上場株式、保証として政府関係機関保証、その他未担保預金等が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、政府関係機関保証は政府保証と同様に判定をしております。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポートジャーナーの種類に偏ることなく分散されております。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

派生商品取引および長期決済期間取引は該当ありません。

(6) 証券化エクスポートジャーナーに関する事項

①リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫における証券化取引の役割としては投資家であります。投資業務については、有価証券投資の一環として捉え、リスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価および適格機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じてALM委員会、常務会等に諮り、適切なリスク管理に努めしております。また、証券化商品への投資は、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、取引にあたっては、当金庫が定める資金運用部門の信用リスク管理方針に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っております。

②証券化エクスポートジャーナーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

③証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」及び当金庫が定める「有価証券等の保有目的分類基準」等に従った、適正な処理を行っております。

④証券化エクスポートジャーナーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポートジャーナーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しております。なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- 株式会社格付投資情報センター（R&I）
- 株式会社日本格付研究所（JCR）
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
- スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス（S&P）

（7）オペレーションル・リスクに関する項目

①リスク管理の方針及び手続の概要

オペレーションル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では「リスク管理方針」を踏まえ、組織体制、管理の仕組を整備するとともに、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。

特に、事務リスク管理については、本部・営業店が一体となり、厳正な「事務取扱規程」の整備、その遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらに牽制機能として事務検証などに取組み、事務品質の向上に努めています。

システムリスクについては、「システムリスク管理規定」に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な点検検査、さらにはシステム監査を実施し、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めています。

その他のリスクについては、苦情相談窓口の設置による苦情に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点を重要視した管理態勢の整備に努めています。

リスクの計測に関しては、当面、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。

また、これらリスクに関しては、リスク管理委員会等において、協議・検討するとともに、必要に応じて理事会や常務会へ報告する態勢を整備しております。

②オペレーションル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

（8）銀行勘定における出資その他これに類するエクスボージャー又は株式等エクスボージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額（VaR）によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や、設定されたリスク限度枠、損失限度枠の遵守状況を、経営陣に報告するとともに、ストレステストなど複合的なリスクの分析を実施し、定期的に常務会等へ報告をしております。

一方、非上場株式等に関しては、当金庫が定める有価証券等の保有目的分類基準等に基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表等を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するなど、適切なリスク管理に努めています。

なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」及び当金庫が定める「有価証券等の保有目的分類基準」等に従った、適正な処理を行っております。

（9）金利リスクに関する事項

イ. リスク管理の方針及び手続の概要

①リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

当金庫のすべての金利感応資産・負債を金利リスクの管理対象として、金利リスクを計測しております。これらの金利リスクの計測については、△EVE（金利変動に伴う経済価値の変化量）、△NII（金利変動に伴う純金利収入の変化量）、VaR（バリュー・アット・リスク）、BPV（ベース・ポイント・バリュー）といった金利リスク指標を用いております。

②リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明

当金庫は、金利リスクを適切にコントロールするため、経営会議で設定したVaRに対するリスクリミットの遵守状況をモニタリングしており、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めています。

③金利リスク計測の頻度

リスクリミットの遵守状況については、ALM委員会において月次で報告し、適切に管理しております。また、VaR、BPVは日次で計測しております。

④ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

金利リスクが過大となった場合には、有価証券売却等により削減する方針となっております。

□. 金利リスクの算定手法の概要

①開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NII並びに金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下の事項

- ・流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
2.5年
- ・流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
5年
- ・流動性預金への満期の割当て方法（コア預金モデル等）及びその前提
金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提
金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
- ・複数の通貨の集計方法及びその前提
金利リスクの算出にあたり、集計にあたっては通貨間の相関は考慮せず、保守的な方法により集計しております。
- ・スプレッドに関する前提
スプレッド及びその変動は考慮しておりません。
- ・内部モデルの使用等、△EVEと△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
該当事項はありません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
金利リスクの算定にかかる前提に変動はありません。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
重要性テスト（金利リスク（△EVE）/自己資本の額）の結果は、基準値である20%を超過しておりますが、金利リスクの適切なコントロールに努めております。

②金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項

- ・金利ショックに関する説明
△EVE及び△NII以外の金利リスクを計測する場合の金利ショックについては、主としてVaRを用い、金利による時価変動リスクを算定しております。
- ・金利リスク計測の前提及びその意味
VaRについては、保有期間6ヶ月、観測期間3年、信頼区間を99%としております。